

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

津波発生時における緊急避難場所（以下「津波避難ビル」）としての使用に関し、南国市（以下「甲」という。）と高知県教育委員会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、南国市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における津波避難ビルとして、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波避難ビルとする。

（使用物件）

第3条 乙は、乙が所有する別紙「施設概要」の施設（施設管理者が指示する部分に限る。以下「対象施設」という。）を地域住民等が避難するための津波避難ビルとして甲に使用させるものとする。また、対象施設の内容に変更がある場合には、その都度甲乙協議の上で調整を行い、「施設概要」の修正を行うものとする。

（利用の通知）

第4条 甲は、前条に基づき対象施設を津波避難ビルとして使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、対象施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、対象施設を津波避難ビルとして利用することができる。ただし、できるだけ速やかに、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

（費用負担）

第5条 対象施設の使用料（使用に伴い発生する共益費を含む。）は、無料とする。

（施設、設備、備品等の破損等の対応）

第6条 対象施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設、設備、備品等の破損等については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、対象施設に地域住民が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第 8 条 甲による津波避難ビルとしての使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(津波避難ビル表示)

第 9 条 甲は、対象施設の使用箇所等を確認したうえで津波避難ビルとして指定し、原則として津波避難ビルであることを示す看板を設置し、周辺住民に対して周知するものとする。

(協議)

第 1 0 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 1 1 条 この協定の締結期間は、協定の締結の日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

2 前項の終了期間満了の日の 1 か月前までに、甲、乙いずれからも申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに 3 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協議の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 2 4 年 1 月 1 2 日

甲 南 国 市
南 国 市 長

乙 高 知 県 教 育 委 員 会
教 育 長

津波発生時における緊急避難施設概要 (南国市)

学校名等	所在地	電 話	区 分	用 途	構 造	面積等	対象階
岡豊高等学校	南国市 岡豊町中島511-1	088-866-1313	建物 (1)	(北・東棟) 校舎	RC、4F	建物面積2,620.98㎡のうち 472.6㎡	4F
			建物 (3)	(北・西棟) 校舎	RC、4F	建物面積3,213.72㎡のうち 430.18㎡	4F
			建物 (16)	(南西棟) 校舎	RC、4F	建物面積2,659.35㎡のうち 587.74㎡	4F
			建物 (17)	(南東棟) 校舎	RC、4F	建物面積3,106.19㎡のうち 498.92㎡	4F

